

賛助会員規程

協同組合新電気管理技術者協会

（目 的）

第1条 この規約は、本組合の定款第51条の規定により設置する賛助会員制度の運営等について必要な事項を定め、もって外部関係者の本組合に対する協力と理解を高めることにより、本組合の事業活動の推進に資することを目的とする。

（資 格）

第2条 賛助会員の資格を有する者は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者とする。

（会員区分）

第3条 賛助会員は各区分次の通りの資格を持つこととする。

準会員は電気管理技術者になる資格を持ち、または電気管理技術者になる資格を1年以内に持てる者で、かつ契約物件営業中であり、第1条の目的に賛同する者。

特別会員は上記準会員以外の個人、または法人で第1条の目的に賛同する者。

（賛助会員に対する事業）

第4条 本組合は、第1条の目的を達成するため、賛助会員に対し、次の事業を行う。

- (1) 組合で行う共同事業
- (2) 本組合が作成又は発行する資料の提供
- (3) 本組合又は組合員との情報交換のための懇談会等の開催
- (4) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

（事業利用）

第5条 賛助会員は本組合の承諾を得て、次の区分に基づき事業を利用することができる。

準会員 第3条(1)から(4)までの事業

特別会員 第3条(1)から(4)までの事業

- 2 賛助会員による事業利用の結果、組合員における事業利用に支障が生じる場合には、組合で協議の上、賛助会員による事業利用を停止することができる。

(加 入)

第6条 賛助会員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、加入するものとする。

2 前項の諾否は、理事会において決する。

(入会金及び会費)

第7条 賛助会員は、次の区分に応じ入会金及び年会費を納入するものとする。

入会金 準会員のみ 1万円

年会費 準会員 4ヶ月額 20,000 円

賛助会員 年額 0 円

2 支払方法については、次の区分に基づき支払うものとする。

準会員 承認が下りた翌月からの4ヵ月分の月会費及び入会金を
まとめて指定口座に振込

(脱 退)

第8条 賛助会員が脱退しようとするときは、脱退を予定する日の30日前までに あらかじめ本組合に対し届出て脱退するものとする。

(除 名)

第9条 本組合は、次の各号のいずれかに該当する賛助会員を除名することができる。

- (1) 本組合の事業を妨げ又は妨げようとした賛助会員
- (2) 会費の納入を怠った賛助会員
- (3) 故意又は重大な過失により、本組合の信用を失わせるような行為をした賛助会員
- (4) 犯罪その他の信用を失う行為をした賛助会員

(その他)

第10条 賛助会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

付 則 この規程は平成22年 8 月 1 日より施行する。